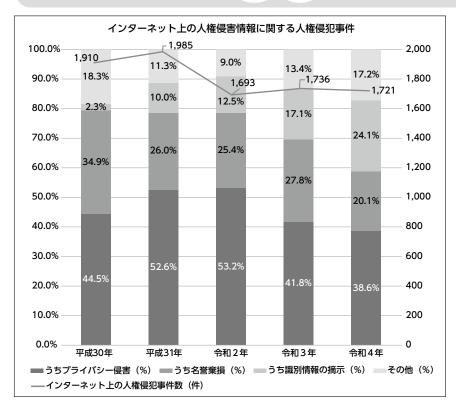
考えてみよう!

人権 男女共同参画 多文化共生

文化課 人権・ダイバーシティグループ (2396 - 1224)



法務省人権擁護局 『令和4年における 「人権侵犯事件」の状況において』

インターネットと人権侵害情報

私たちの生活を豊かにしてく れるインターネットも、使い方を 間違えると、事件や犯罪に巻き込 まれたり、人を傷つけたりする恐 れがあります。軽い気持ちで投稿 したメッセージや写真によって、 他人や自分自身の名誉、プライバ シーを侵害し、時には平穏な生活 や身体・生命を脅かす事態につな がることもあります。

左のグラフを見ると、インター ネットでの人権侵犯事件の中で も、プライバシーの侵害と名誉毀 損、識別情報の摘示※の割合の合 計が、全体の8割を超えています。 また、識別情報の摘示が増加傾向 にあります。

※識別情報の摘示とは、特定の地域 が同和地区である、またはあった と指摘するものです。

「インターネットで相手を傷つけないために」

・著作権や肖像権に注意する

本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿 したり、書き込みをほかの場所に転載したりし ないようにしましょう。

・目の前に相手がいると思って発信する

インターネットには、匿名性や非対面性という 特徴があります。投稿先に人がいることを想像 しづらいため、直接言えないようなことが言え てしまうことがあります。相手の立場に立ち、考 えてから発信しましょう。

被害に遭ったときは

インターネット上で、自分の悪口が書かれていたり、自分の写真 が無断で掲載されていたりしたら、一人で悩まず、相談しましょう。 法務省では、人権相談の窓□を開設しています。

また、市では、毎月7日、18 日、27日(土・日曜日・祝日の 場合は翌日)に人権擁護委員に よる人権相談も行っています。 詳しくは、市ホームページおよ び市広報16日号「広報ガイド」 の各種相談をご覧ください。



市ホームページ 人権相談



法務省 人権相談

※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

新鮮野菜の収穫体験

家族の思い出作りに、さつま

芋、里芋、落花生掘りをしてみま **定 員** 30組(先着順) せんか?

と き 10月1日(日)~31日(火) ※詳しい日時は、天候などを踏 まえ、申込時に相談させてい ただきます。

ところ 三寺町地内

対象者 市内在住の6歳前後の お子さんとその保護者

参加費 無料

持ち物 手袋、ビニール袋

申込方法 9月29日(金)、30 日(土)に電話でお申し込みく ださい。

問合先

小川 ☎090-3937-7253